# 習志野市立保育所私立化ガイドライン（案）

平成22年４月

習志野市こども部こども保育課

＜目　次＞

１　私立化ガイドラインの目的　…… 1
２　保育所私立化ガイドライン
（１）保育所私立化の実施にあたっての基本的な考え方…… 2
（２）私立化の方式　…… 3
（３）私立化対象保育所…… 3
（４）運営主体…… 3
（５）法人の選定…… 4
（６）財産…… 4
（７）市立幼稚園や市立こども園、市立保育所、小学校及び地域との連携…… 4
（８）私立化の諸条件…… 4～6
（９）保護者説明…… 6
（10）引継ぎ・共同保育…… 6～7
（11）私立化後の支援…… 7
（12）課題解決…… 7
（13）相談窓口…… 7
（14）ガイドラインの履行…… 7

# １．私立化ガイドラインの目的

平成２１年８月に策定した習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画（第１期計画）では、「私立化にあたっては、市の責任において「私立化ガイドライン」を策定して、私立化の方式及び私立化の実施において基本となる工程や留意点などを示し、その策定にあたっては保護者や有識者等による機関を設置して検討する。」としたことから、今般本ガイドラインを私立化の基本的な指針として策定したものであります。各私立化対象保育所については、このガイドラインを基本とした募集要項により、私立化を実施してまいります。

市立保育所の私立化については、保育を継続しながら運営を引き継ぐことから、子どもへの影響が少なく円滑な引き継ぎを行うとともに、本市が市立保育所として行ってきた保育の基本的な継承及び発展を図ります。

今後、このガイドラインが市立保育所の私立化において基本的な位置付けとなりますが、保育制度等の変革や社会情勢の動向により、適宜見直しを図るものとします。

なお、私立化に至った経過等については、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画（第１期計画）」をご覧ください。

# ２．保育所私立化ガイドライン

## （1） 保育所私立化の実施にあたっての基本的な考え方

私立化にあたっては、保護者との信頼関係を基本とし、子どもの最善の利益が得られるよう、次の基本的な考え方のもとに進めてまいります。

① 保育の質を確保し、保育サービスの向上が図られるよう優良な法人を選定します。 P．３～P．６

法人選定については、法人選考委員会が書類審査、面接等を実施し、法人を選考します。

また、移管先法人には経験のある保育士等の確保や、私立化後の保育所運営における課題を把握し、質の向上へ向けて取り組むための支援として、第三者評価の受審を義務付ける等、私立化後の保育について質の確保・向上を図ってまいります。

② 私立化の目的や実施内容について十分な情報提供を行います。 P．６

私立化にあたっては、保護者との話合いを基本に、保護者の意見や要望に配慮してまいります。

③ 私立化対象保育所の保護者には、保護者説明会のほか、個別相談を実施します。 P．６

移管先法人決定後は、保護者、移管先法人及び習志野市による三者協議会を開催し、私立化に伴う諸事項について協議し、三者の合意形成を図ります。

④ 子どもへの影響に配慮し、十分な引継ぎや私立化後の支援を行います。 P．６～P．７

市と法人による共同保育や引継ぎ保育を実施し、保育内容や個々の子どもの特性を踏まえた発達の援助について、段階的に引き継ぎます。

**（2）私立化の方式**

一般に民営化とは、設置主体が公のまま事業を委託する業務委託と設置主体が公のまま、運営者の一定の裁量を認める指定管理者制度、設置主体を含めて民間に移行する民間移管の方式（完全民営化）がありますが、習志野市では、民間事業者が自身の判断で柔軟に保育ニーズに対応できるようにするため、完全民営化による私立化といたします。

但し、私立化にあたっては１５か月間を引継ぎ期間とします。

このうち、３か月間は移管先法人と市立保育所両保育士による共同保育期間とし、残りの１２か月間は市立保育所として業務委託し、その運営には市立保育所保育士も配置して、子どもの保育の安定を図ります。

私立化のスケジュール

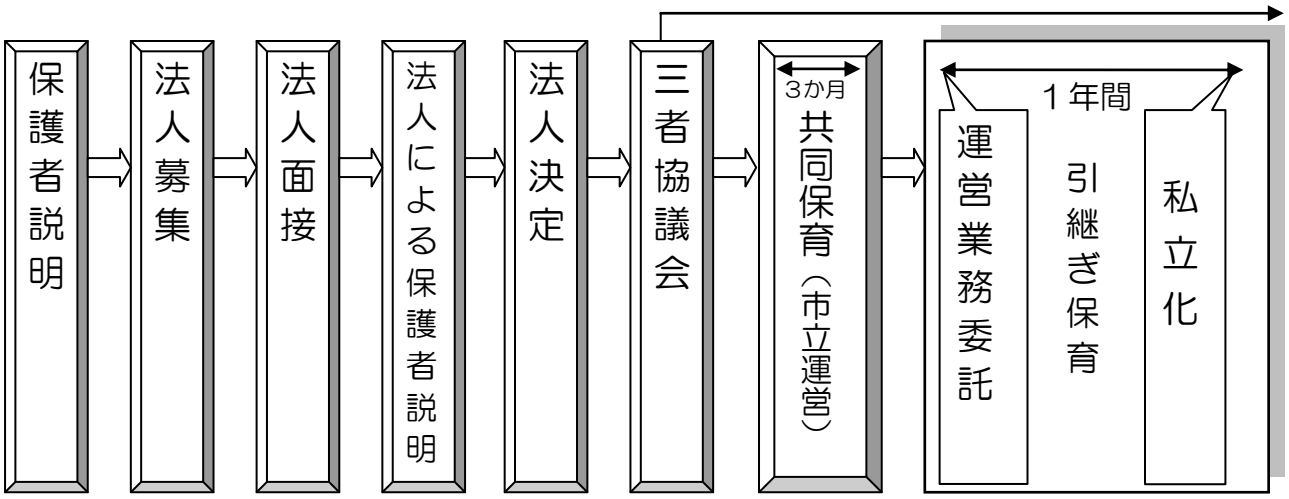


**（3）私立化対象保育所**

私立化対象保育所は、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画（第１期計画）」によるものとします。

**（4）運営主体**

運営主体は、社会福祉法人とします。

応募ができる者は、現に保育所を運営している社会福祉法人とします。但し、現に学校法人として保育所、幼稚園を運営している者、又は現に幼稚園を運営している者は、新たに社会福祉法人格の取得を条件とします。

**（5）法人の選定**

移管先となる社会福祉法人は、法人選考委員会が書類審査、面接等を経て選考し、市長が移管先法人を決定します。なお、法人選定にあたっては、保護者説明会や、法人による運営方針等の説明会を設け、保護者の意見や要望に配慮します。

**（6）財産**

① 土地　原則無償貸与とします。

② 建物　資産評価額に応じて有償もしくは無償譲渡とします。

③ 備品　原則無償で譲渡とします。

**（7）市立幼稚園や市立こども園、市立保育所、小学校及び地域との連携**

市立幼稚園や市立こども園、市立保育所、小学校及び地域との連携を図ります。また、移管先法人には、本市で実施する研修等への出席に配慮していただきます。

**（8）私立化の諸条件**

移管先法人には国の定める最低基準や本市の基準等に加え、市立保育所の私立化にあたっての諸条件を付すこととします。

次の保育内容を最低条件として実施すること。

① 保育所保育指針の準拠

② 私立化対象保育所の定員構成の継承

③ 私立化対象保育所の受け入れ年齢継承

④ 障害児保育の実施

⑤ 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～１月３日とすること。

⑥ 費用負担

本市が予め認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。

⑦ 保育所所庭の地域開放

⑧ 苦情処理の仕組みの整備

（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）

⑨ 月曜日～土曜日の完全給食の提供

⑩ アレルギー対応食の提供

⑪ 延長保育の実施

平日　　午後７時００分から、最大午後１０時００分まで

土曜日　午後０時３０分から、最大午後７時００分まで

（平日、土曜日共に、市と協議の上、保育ニーズを踏まえた弾力的な実施を認める）

⑫　休日保育の実施

（市と協議の上、保育ニーズを踏まえた弾力的な実施を認める）

⑬　一時預かりの実施

⑭　保育士等の配置基準

ア 職員数

入所児童数に応じて市立保育所の配置基準、（別表１：P．８）に基づく保育士等を確保すること。

イ 経験者の確保

（施設長）施設長については、次のいずれかの経験年数を有すること。

１）認可保育所での保育経験１０年以上

２）社会福祉事業の経験10年以上（うち認可保育所施設長３年以上）

３）新たに社会福祉法人格を取得する者については、幼稚園の園長経験１２年以上

※ 社会福祉事業経験年数に地方自治体での経験を算入することができる。

（保育士）保育士については、経験５年以上の保育士を、１/３以上配置すること。

※ 保育士資格を有していれば、幼稚園での経験年数を算入することができる。

⑮　共同保育

習志野市が指定する３か月間の共同保育期間において、習志野市が指定する移管先法人の職員（施設長、保育士、看護師、栄養士等）を配置すること。

⑯　勤務の継続

共同保育に参加した法人職員は、業務委託期間及び私立化後も継続して当該保育所に従事すること。

⑰　第三者評価の受審

私立化後の保育所運営における課題を把握し、質の向上へ向けて取り組むための支援を目的に第三者評価機関の福祉サービス第三者評価を受審すること。ただし、第三者評価機関の選定及び契約内容については、市と協議すること。

⑱　三者協議会

法人決定後、保護者、移管先法人及び市からなる三者協議会を設置し、私立化に伴う諸事項について協議し合意形成を図ること。

なお、私立化後も当分の間、当該協議会を存続すること。

**(9)保護者説明**

私立化対象保育所の保護者の不安解消を図るため、複数回の保護者説明会と個別相談を実施します。この他、必要に応じた保護者説明会や個別相談を随時実施するとともに、私立化の準備、進行にあわせ適宜、話し合いや情報提供を行います。

①　保育見学会

保護者に対し、引継ぎ期間の１５か月間の保育状況の見学や、法人から話を聞く機会を設けます。

②　転所希望者への対応

私立化を理由として他の市立保育所への転所を希望する方に対しては、転所の決定に配慮してまいります。

**(10)引継ぎ・共同保育**

①　引継ぎ・共同保育のねらい

私立化に伴う環境の変化により子どもに負担を与えないよう、市立保育所の保育内容を継承するとともに、保育に参加することにより私立化前から子どもと法人保育士との信頼関係を築きます。

②　期間

引継ぎ期間は１５か月間とします。

このうち、３か月間は市立保育所に習志野市が指定する移管先法人職員を加えた共同保育を実施し、残りの１２か月間は市立保育所として業務委託を実施します。

③　方法

ア　業務委託前の３か月間

移管先法人の保育士等が、現在行われている保育を知るとともに、子どもとの信頼関係を築きます。

イ　業務委託期間の１２か月間

・私立化前の市立保育所保育士の配置

私立化前の市立保育所保育士２名（主任保育士等）を１２か月間配置し、保育にあたりながら子どもの保育の安定を図るとともに、さまざまな助言を移管先法人の保育士に行います。

・市立保育所職員の訪問による助言等

市立保育所職員が保育所を訪問し、保育や保育所運営に関する事柄等、さまざまな助言を移管先法人に行うとともに、移管先法人からの相談に応じます。

**(11)私立化後の支援**

市立保育所職員が、私立化された保育所を当分の間訪問し、保育を専門的な立場から支え、保護者からの相談に応じるとともに、保育の場に参加し、経験を活かした助言を行います。

**(12)課題解決**

私立化に伴い生じた課題については、習志野市が三者協議会を通して解決に向けて必要な調整を行います。

**(13)相談窓口**

こども部こども保育課が窓口となって、私立化に伴うさまざまな課題、問題に対して保護者からの相談を受けます。

**(14)ガイドラインの履行**

市は法人による保育内容を適宜確認するとともに、必要に応じて協議や調査を行うなど、ガイドラインの適切な履行のため、必要な改善・指導を行います。また、私立化の進捗状況を管理する有識者等による機関を設けます。

市立保育所の配置基準（別表１）

| 職種 | | 習志野市 | 国基準(児童福祉施設最低基準)等 |
|---|---|---|---|
| 所長 | | 1 | 定めなし |
| 主任 | | 1 | 定めなし |
| 保育士 | 0歳児 | 3 対 1 | 3 対 1 |
| | 1歳児 | 5 対 1 | 6 対 1 |
| | 2歳児 | 5 対 1 | 6 対 1 |
| | 3歳児 | 17 対 1 | 20 対 1 |
| | 4歳児 | 27 対 1 | 30 対 1 |
| | 5歳児 | 30 対 1 | 30 対 1 |
| | 障害児 | 3 対 1<br>（手帳の有無、年齢等に関わらず） | 定めなし |
| | フリー | 3 | 定めなし |
| 看護師 | | 1 | 定めなし |
| 栄養士 | | 1 | ・特定多数に継続的に100食以上<br>食事を供給する施設には設置努力<br>義務(健康増進法第21条第2項) |
| 調理員 | | 児童100人以下＝2名<br>101～150人＝3名 | 設置義務のみ<br>（人数の基準なし） |

# 習志野市立幼稚園私立化ガイドライン（案）

平成２２年４月

習志野市こども部こども保育課

＜目　次＞

１　私立化ガイドラインの目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　幼稚園私立化ガイドライン
（１）幼稚園私立化の実施にあたっての基本的な考え方・・・・・・・・・・・２
（２）私立化の方式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（３）私立化対象幼稚園　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（４）運営主体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（５）法人の選定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（６）財産　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（７）市立幼稚園や市立こども園、市立保育所、小学校及び地域との
　　連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（８）私立化の諸条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

# １．私立化ガイドラインの目的

平成２１年８月に策定した習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画（第１期計画）では、「私立化にあたっては、市の責任において「私立化ガイドライン」を策定して、私立化の方式及び私立化の実施において基本となる工程や留意点などを示し、その策定にあたっては保護者や有識者等による機関を設置して検討する。」としていることから、今般本ガイドラインを私立化の基本的な指針として策定したものであります。各私立化対象幼稚園については、このガイドラインを基本とした募集要項により、私立化を実施してまいります。

市立幼稚園の私立化については、該当市立幼稚園を廃止した後、１年間の準備期間をおいて新たに私立幼稚園として開園することから私立化にあたっての引き受け法人の選定等に関するガイドラインとしており、教育内容等については、原則として、引き受け学校法人の独自性を尊重します。

今後、このガイドラインが市立幼稚園の私立化において基本的な位置付けとなりますが、保育・教育制度等の変革や社会情勢の動向により、適宜見直しを図るものとします。

なお、私立化に至った経過等については、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画（第１期計画）」をご覧ください。

# ２．幼稚園私立化ガイドライン

## （1）幼稚園私立化の実施にあたっての基本的な考え方

市立幼稚園の私立化は、対象となる市立幼稚園を廃止した後、１年間の準備期間をおいて新たに私立幼稚園として開園します。教育内容等については、原則として、移管先法人の独自性を尊重します。

## （2）私立化の方式

私立化にあたっては、現に幼稚園を運営している学校法人または現に幼稚園を運営している者に移管する方式とします。

## （3）私立化対象幼稚園

幼稚園の私立化対象園は、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園保育所の再編計画」に示した施設とします。また、私立化の実施時期、対象園の廃園時期等の基本事項についても同様とします。

## （4）運営主体

運営主体は、学校法人とします。

## （5）法人の選定

移管先となる学校法人は、法人選考委員会が書類審査、面接等を経て選考し、市長が移管先法人を決定します。

## （6）財産

①土地　原則無償貸与とします。

②建物　資産評価額に応じて有償もしくは無償譲渡とします。

③備品　原則無償譲渡とする

## （7）市立幼稚園や市立こども園、市立保育所、小学校及び地域との連携

市立幼稚園や市立こども園、市立保育所、小学校及び地域との連携を図ります。また、移管先法人には、本市で実施する研修等への出席に配慮していただきます。

## （8）私立化の諸条件

次の教育内容を最低条件として実施すること。

①　幼稚園教育要領、幼稚園設置基準の準拠

②　私立化対象幼稚園の入園時の状況を踏まえて適切な園児定員とすること。

③　3歳児保育を行うのであれば、実施のため必要となる施設整備等は法人が行うものとする。

④　特別支援教育の配慮

⑤　預かり保育の実施

⑥　アレルギー対応食の提供